

## 厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 初診料（歯科）の注1に掲げる基準
- 歯科外来診療医療安全対策加算1
- 歯科外来診療感染対策加算1
- 歯科治療時医療管理料
- 小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算
- 在宅療養支援歯科診療所1
- 在宅患者歯科治療時医療管理料
- 口腔細菌定量検査
- 有床義歯咀嚼機能検査1の口及び咀嚼能力検査
- 有床義歯咀嚼機能検査2の口及び咬合圧検査
- 手術用顕微鏡加算
- 口腔粘膜処置
- う蝕歯無痛的窩洞形成加算
- 歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算
- 歯科技工士連携加算2
- CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- 手術時歯根面レーザー応用加算
- 歯根端切除手術の注3
- レーザー機器加算
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 酸素の購入単価
- 金属床による総義歯の提供

（金属総義歯）第413号 徴収開始年月日：平成17年6月1日

金属	その他金属	上顎	下顎
03:コバルト		200,000	200,000

04:チタン 250,000

■ う蝕に罹患している患者の指導管理

(う蝕管理) 第 153 号 徴収開始年月日：平成 19 年 7 月 1 日

継続管理種類 価格

01:フッ化物局所 1,000

02:小窩裂溝填塞 1,000

(2024 年 11 月 1 日時点)